

独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館職員の勤務時間・休暇等に関する細則

平成19年4月1日
国立文化財機構細則第9号

(目的)

第1条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）及び独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第3条 勤務時間等規程第4条第1項及び第5条第2項及び育児・介護規程第19条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

勤務	始業	終業	休憩時間
総務課衛士		交替制勤務（別表1のとおり）	
育児又は介護を行う職員	早出	午前8時30分	午後5時15分 午後0時から 午後1時
	遅出	午前9時30分	午後6時15分 午後0時から 午後1時

2 衛士の1週間の所定労働時間は、平成19年3月19日を起算日とする4週間ごとに平均して、1週間あたり38時間45分とする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年9月14日に改正し、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年9月30日に改正し、平成25年10月1日から施行する。

別表1

① A (7時間45分)

始業	終業	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時30分から午後1時30分まで

② B (15時間30分)

始業	終業	休憩時間
午前8時	午前8時	午後0時から午後1時まで 午後4時45分から午後5時15分まで 午後9時15分から午後10時15分まで 午前1時から午前7時まで

③ C1 (15時間30分)

始業	終業	休憩時間
午前8時30分	午前8時30分	午後1時から午後2時まで 午後5時45分から午前0時15分まで 午前4時15分から午前5時15分まで

④ C2 (15時間30分)

始業	終業	休憩時間
午前8時30分	午前8時30分	午後0時30分から午後1時30分まで 午後5時45分から午前0時15分まで 午前3時15分から午前4時15分まで